取扱自由

報道資料

行政相談公表資料22－7

実はここにも 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

行政相談シンボルマーク

平成23年2月10日
沖縄行政評価事務所
（所長　岡本好史（おかもとよしふみ））

放送受信料の補助金申請手続に係るＮＨＫへの委任内容を拡充し受信契約者の意向に沿い事務負担軽減を通知

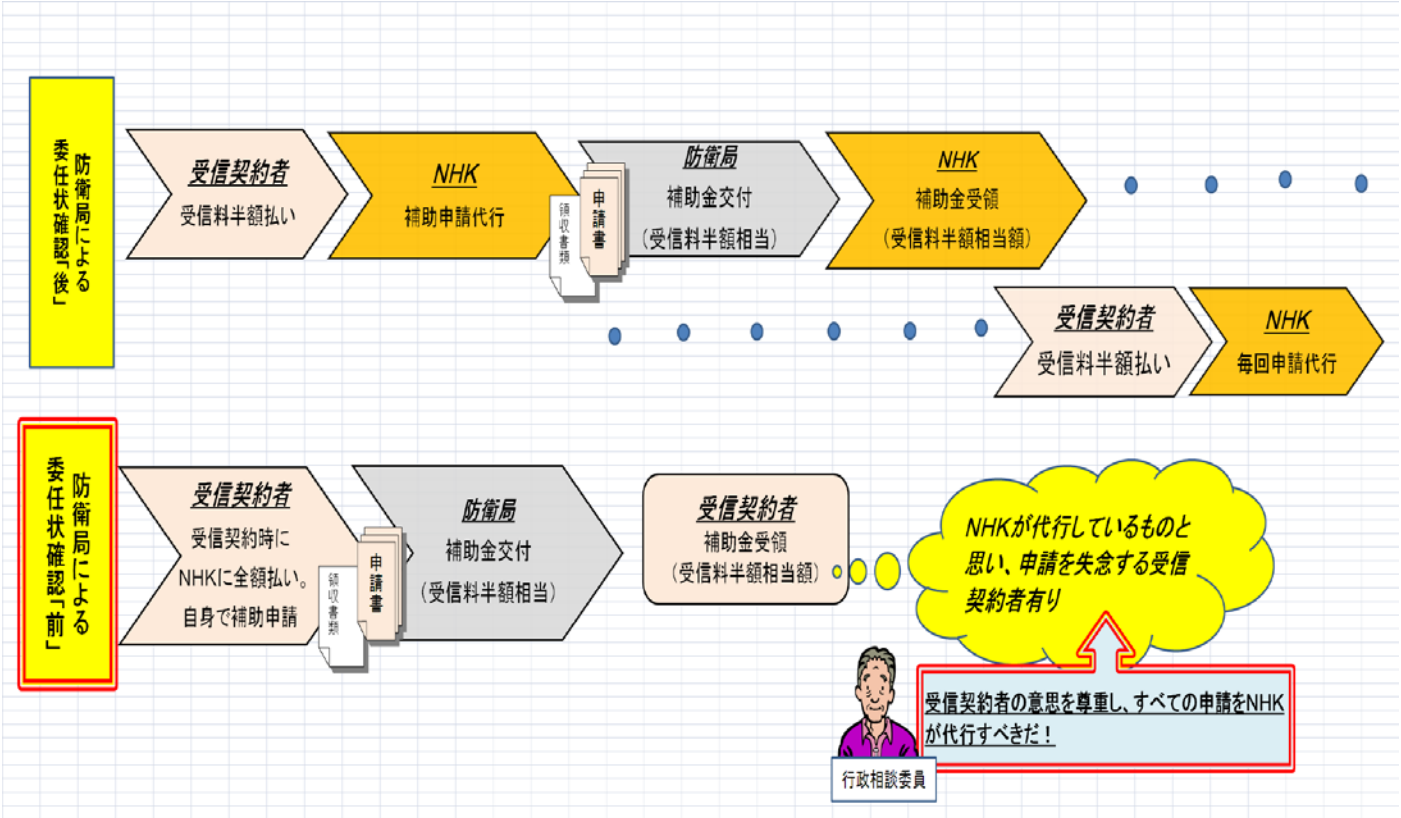
－「行政苦情救済推進会議」の意見を踏まえて「行政相談委員意見」を沖縄防衛局に通知 －

当事務所は、行政相談委員（参考１）から寄せられた意見について「沖縄行政評価事務所行政苦情救済推進会議」（参考２）の有識者の意見を踏まえ、平成23年２月10日、沖縄防衛局に対し、同会議の意見を付して、所要の措置を行うよう通知しました。（文書は別紙参照）

○　防衛省が、防衛施設周辺のＮＨＫ受信契約者の地上テレビジョン放送受信料の半額相当を補助する**「防衛施設周辺対策補助金」**。受信契約者は、毎年度、前払受信料について、補助金交付申請書を防衛局に提出。受信契約者が**補助金交付申請の事務をＮＨＫに委任すれば、毎回申請しなくてよいので便利**

○　県内では嘉手納基地周辺等３地区（いずれも米軍）で実施

ただし、ＮＨＫに補助金交付申請を委任した場合であっても、防衛局の確認前後で取扱いが異なる



（注）本図のうち、NHKに補助申請事務を委任した受信契約者が、防衛局による委任状確認の前の受信契約時にNHKに全額前払いした受信料に係る補助金交付申請は、委任をしなかった場合とほぼ同様の手続となる。

次ページに続く

行政相談委員の意見（要旨）



◆　ＮＨＫが現在、**事務の肩代わりをしているのは、防衛局による委任状確認後に限られており、それ以前の前払受信料（全額払い）については、受信契約者自身で別途、防衛局に補助金交付申請を行う必要があり、受信契約者に不便**。
　中にはＮＨＫがすべて手続してくれているものと思い、失念して補助金を受給できない受信契約者も発生

◆　受信契約者は、ＮＨＫへの委任により受信料の支払いの都度申請を行わなくてもよい簡便な方法を採った意思があるもの。防衛省は、防衛施設周辺の住民の生活安定及び福祉の向上の観点から、**委任状確認前の受信料についても、ＮＨＫに補助申請事務を依頼し、受信契約者の申請負担を軽減**すべきとの意見

支持意見

沖縄行政評価事務所「行政苦情救済推進会議」の意見内容（要旨）

　ＮＨＫと受信契約者との間に締結された委任契約は、***受信契約者が国庫補助申請に係る事務手続の一切をＮＨＫに委任した民事上のものであり***、受信契約者がＮＨＫへの委任により受信料の支払いの都度申請を行わなくても良い簡便な方法を採ったものと理解。***受信契約者の意思に反して防衛省がその事務都合によって委任内容に制限を付すことは妥当性を欠く***。

　このため、防衛省の***委任状確認前に受信契約者がＮＨＫに支払った全額受信料についても、当然にＮＨＫとの間の委任内容に含まれている***と解すべき。

◆「行政相談委員」は、行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者で、国民の身近な相談相手として各市町村に配置しています。

◆「沖縄行政評価事務所行政苦情救済推進会議」とは、民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性・中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った苦情救済の効果的な推進等に資することを目的として当事務所が開催する会議です。

（本件連絡先）
沖縄行政評価事務所
行政相談課長　城間
電話：098-866-0148